

観音寺市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査（後期）、財政援助団体等監査及び公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告に基づき観音寺市長等が講じた措置について通知があったので、同項後段の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月30日

観音寺市監査委員 大 西 保 行
観音寺市監査委員 詫 間 茂

1 措置を講じた部局等

観音寺市長

観音寺市老人クラブ連合会（健康福祉部高齢介護課所管）

本村自治会（市民部大野原支所所管 観音寺市花稻研修センター）

2 監査実施期間

令和5年1月18日から同年2月16日まで

3 監査結果報告書の提出日

令和5年2月24日

4 措置通知年月日

令和5年3月13日付（観音寺市長）

令和5年3月13日付（観音寺市老人クラブ連合会会長）

令和5年3月23日付（健康福祉部高齢介護課長）

令和5年3月13日付（本村西自治会長）

令和5年3月24日付（市民部大野原支所長）

5 措置内容

別紙のとおり

監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容

各課共通事項

指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
○ 負担行為書等に添付の起案文書について、決裁日のないものが多々見受けられる。記載漏れのないように努められたい。	○ 起案文書については、決裁日の記入漏れがないように、適切な文書管理に努めます。
○ 切手等の受払簿については、総務課以外の課は掲示板に掲載の会計管理者からの「市物品管理規則（様式第5号）」を使用し、毎月作成し枚数、残額の管理に努められたい。	○ 切手等の受払簿については、「市物品管理規則（様式第5号）」を使用し、適正な管理に努めます。
○ 自動車運転日誌に記入漏れ、課長印漏れ、年度区分がないもの、修正液の使用などが見受けられる。適正な管理に努められたい。	○ 自動車運転日誌については、記入漏れ等ないように、適正な管理に努めます。
○ 1者随契の委託料については、内容を精査し、積算の上契約をし、達成の確認をして支払いをするように努められたい。	○ 1者随契の委託料については、事業内容を十分に精査した上で契約をし、達成を確認して支払いをするように努めます。
○ 補助金、負担金については、決算審査時には関係支出書類の一部を指定し、実績報告書と添付資料等をすべて確認するので、積算根拠や事業内容を十分精査して支払うようにされたい。	○ 補助金、負担金については、交付規則や交付要綱に基づいた積算根拠や事業内容を十分精査し、適切な執行に努めます。
○ 出勤簿について、空白が見受けられるので、毎日の出退勤の管理に努められたい。	○ 出勤簿については、記入漏れのないように適正な出退勤の管理に努めます。
○ 働き方改革について、季節的・事業的な業務のために時間外が多いものや、振替休日が残っているもの、年休の取得がない者が見受けられる。職員の健康管理への配慮、改善策をお願いする。	○ 今後も業務の改善や効率化を図り、時間外勤務の削減や計画年休の取得等、職員の健康管理に努めます。

各課措置内容

対 象 部 局	総務部 税務課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	○ 適正・公正な課税徴収のため、今年度は収納率の減少について、原因を究明し収納率の向上に努められたい。	○ 今年度の収納率の減少について、原因を究明し財産調査、差押等の滞納処分の実施により、引き続き収納率の向上に努めます。

対 象 部 局	経済部 商工観光課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	○ 外郭団体の事務局については、同一人物が通帳と印鑑を管理せず、分担して管理するように努められたい。	○ 現在も通帳と印鑑を分担して管理しているが今後も同様に対応していきます。

対 象 部 局	建設部 建設課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	○ 金銭出納帳と領収書は、現金の動きに合わせて管理するようにされたい。	○ 電話連絡等での申込時に事前に領収証を準備することがありましたが、今後は現金を受領時のみ領収書を発行するようにします。

財政援助団体

◆観音寺市老人クラブ連合会◆

<p>対象団体 (所管部局)</p>	<p>観音寺市老人クラブ連合会（健康福祉部高齢介護課）</p>	
<p>指摘事項、意見等</p>	<p>措置内容</p>	
<p>1 監査対象団体について</p> <p>観音寺市老人クラブ連合会の令和3年度の収支決算書について、コロナ禍のため計画どおりに事業がここ数年できていないため繰越金が多くなっている。他の収入がある中で補助金に充てられる対象事業、対象経費を明確にし、今年度の実績をも参考にして、来年度の補助金申請についてよく精査し請求するように努められたい。</p> <p>2 所管部局について</p> <p>(1) 補助金交付要綱を作成するとともに、補助金の積算根拠などを明文化することを検討されたい。</p> <p>(2) 市の補助金の対象がどの活動補助であるかを明確化し、実績報告書では対象の支出に関して証拠書類の確認を行い、補助金の交付を行うよう努められたい。</p> <p>また、自己資金（繰越金等）が多い場合は、市補助金以外の収入をも精査する中で、補助金の見直しについても検討されたい。</p>	<p>1 監査対象団体について</p> <p>コロナ禍が続き、繰越金が多くなっていますが、コロナも徐々に落ち着きはじめ、今後の活動の動きも考慮しながら再度補助金申請の見直しを実施いたします。</p> <p>2 所管部局について</p> <p>(1) 補助金の積算根拠を常に明確にするよう努めます。</p> <p>(2) 事業委託先と再度協議し、活動内容や対象経費の明確化に努めます。</p> <p>実績報告書では、支出に関する証拠書類の審査を厳正に行い、繰越金が多い場合は補助金の見直しを検討します。</p>	

公の施設の指定管理者

◆観音寺市花稻研修センター◆

<p>対象団体 (所管部局)</p>	<p>本村自治会（市民部大野原支所）</p>	
<p>指摘事項、意見等</p>		<p>措置内容</p>
<p>1 監査対象団体について</p> <p>○ 令和3年度、4年度においては、新型コロナウイルス蔓延に伴い個人利用者が減少し使用料が減少しているが、立地企業従業員及び地域住民の教養と文化の向上の拠点とするとともに、社会福祉の増進と地域の活性化を図るよう安定的に管理運営するよう望むところである。</p> <p>○ 花稻研修センターの代表が会計を兼務しているが、組織を統括する最高責任者と出納責任者が同一人物というのは、管理運営上、会計事務が適切に処理されているかのチェック機能が働かなくなる可能性があると思われるので、個々に選任するよう努められたい。</p> <p>○ 公の管理運営に係る会計事務について、使用料以外の収入の取扱いや使用料の減免などについて、所管部局と協議の上、明文化することを検討されたい。</p> <p>○ 管理業務として、施設使用後のチェック表を兼ねられるような業務日誌を作成されたい。</p> <p>○ 施設の管理運営業務のリスク分担表に定めるリスクに対する保険の加入について検討されたい。</p>		<p>1 監査対象団体について</p> <p>○ 今後は、ウィズコロナのもと、当初の目的を遂行できるように鋭意、努力してまいります。</p> <p>○ 本村自治会会則（役員の選任）第10条第2項を<u>監査及び会計</u>は、他の役員と兼ねることができない。と改正し、個々に選任いたします。</p> <p>○ 大野原支所と協議して、公の管理運営に係る会計事務について、明文化することを検討してまいります。</p> <p>○ 他施設の業務日誌を参考に、新年度より作成してまいります。</p> <p>○ 他の指定管理者の保険の加入状況を参考に検討してまいります。</p>

指摘事項、意見等	措置内容
<p>2 所管部局について</p> <p>○ 施設管理は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。</p> <p>また、指定管理者と締結した協定書、指定管理業務仕様書等に基づく義務の履行が適切に行われているか確認し、改善すべき点があれば厳正に指導されたい。</p> <p>○ 業務の履行確認については、業務日誌等で事業運営施設の管理運営状況の把握に努められたい。</p> <p>○ 指定管理者包括協定書及び年度協定に基づく定期調査時には、適時かつ適切に報告を求め、出納関係帳簿、記帳が適正に行われ、領収書類等の整備、保存が適切になされ、事業報告書の内容と差異はないか点検のうえ、必要に応じて指示を行われたい。</p>	<p>2 所管部局について</p> <p>○ 施設管理について、関係法令に沿って適切に管理いたします。</p> <p>また、協定書、仕様書等に沿って適切に行われているかを確認し、指導いたします。</p> <p>○ 業務日誌等で適正な管理運営状況の把握に努めてまいります。</p> <p>○ 協定書及び年度協定に沿った適正な管理がされているかを定期調査時に点検をし、指導いたします。</p>